

## 新たな計画策定の基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

本市の農業は、日本の食料基地である北海道の主要な産地として、これまで国内食料自給率の維持に積極的に貢献してきており、重要な役割を果たしています。

しかし、輸入農作物の増加や少子・高齢化の進行による国内市場の縮小、食習慣の変化による消費者ニーズの多様化、農業者の高齢化・担い手不足など農業・農村を取り巻く環境は様々な変化に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症による影響の継続に加え、ロシアによるウクライナ侵略等を背景として、農業においては持続可能な農業構造の実現に向けた取組が益々重要となっています。

このように、目まぐるしく変化する情勢ではありますが、本市では課題に的確に対応し、環境に配慮しながら将来にわたり良質な食料を安定供給できる豊かな田園都市の実現をめざすため、平成 20 年 12 月に「富良野市農業及び農村基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定、平成 21 年 3 月に「第一次富良野市農業及び農村基本計画」を策定して以来、平成 31 年 3 月策定の「第三次策定富良野市農業及び農村基本計画」に至るまで、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本条例の条項に沿って中期的な施策の目標や内容を明らかにしてきております。

今回の策定する新たな「第四次富良野市農業及び農村基本計画（以下「基本計画」という。）」も同様に、市農政推進の指針となるだけでなく、関係機関・団体、生産者、消費者等の各主体が情報を共有し、それぞれの役割に応じて、主体的に取り組みを進める上での共通の指針となるものと考えています。

### (2) 計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、市民からのパブリックコメントや富良野市農政審議会等の意見を聞いて、計画の見直しなど必要な措置を行います。

### (3) 計画の位置づけ

この基本計画は、農業・農村を取り巻く環境の変化を踏まえ、農業振興に関する今後の 5 年間の目標や施策の方向などを示す分野計画として、第 6 次富良野市総合計画に即して策定します。

また、この計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」、北海道の「第 6 期北海道農業・農村振興推進計画」の趣旨を踏まえるとともに、本市の各種計画との整合性を保つものです。

#### **(4) 計画の推進体制**

計画の推進にあたり市は、農業者、農業団体の主体的な取組みを基本に、市民、事業者並びに国、道その他の機関と連携・協力し、「環境に配慮し将来にわたって良質な食料を安定供給する豊かな田園都市」をめざすものとします。

この計画を着実に推進するため、市が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに、その結果や効果を検証し、必要に応じて基本計画を見直します。

#### **(5) 基本理念**

今回策定した基本計画を着実に推進するためには、基本条例第3条に定めた基本理念を市、農業者をはじめ市民全体が共通の認識とすることが重要になります。

##### ・基本理念①

本市農業は、優良な農地、農業資源及び担い手を適切に確保し、地域特性を踏まえた望ましい農業構造を確立し、将来にわたり持続的な発展を図ることで、多様化する需要に即した良質な食料を安定的に供給するとともに、食料自給率の向上に貢献するものとします。

##### ・基本理念②

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤として役割を果たすものであるため、農畜産物の供給機能及び国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面にわたる機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上が図られなければなりません。

#### **(6) 計画を推進するための関係者の責務と役割**

##### **1 項 市の責務（条例第4条）**

市は条例に規定する基本理念にのっとり、農業及び農村に関する総合的な施策を推進する責務を有するものとしました。

市は、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び北海道との適切な役割分担を踏まえて、市の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有します。

市は、農業及び農村に関する施策への市民理解を促進するための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとしました。

##### **2 項 農業者の責務（条例第5条）**

農業者は自らが農村におけるまちづくりの重要な役割を担っていることを認識し、農業及びこれに関連する活動を行うにあたっては基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

##### **3 項 農業団体の責務（条例第6条）**

農業団体は、農業及び農村に関連する活動を行うにあたっては、基本理念の実現に主体的に取り組むように努めるものとします。

また、専ら農業を営む者及び経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう生産、流通その他必要な施策を講ずる責務を有することとします。

##### **4 項 市民の役割（条例第7条）**

市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割について理解を深め、多面的機能の維持活動への参画、地域で生産される農畜産物の積極的な消費に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

#### 5項 事業者の役割（条例第8条）

事業者は、基本理念にのっとり農業及び農村の発展に積極的に協力するものとします。

また、食料の加工、流通及び販売に携わる事業者は、地域で生産された農畜産物を積極的に使用し、又は、活用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

#### 6項 農政審議会の役割（条例15条）

農政審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に意見を具申するものとする。

- (1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるものの他、農政に関する重要な事項

# 〈富良野市農業及び農村基本条例の概要〉

## 目的（第1条）

この条例は、農業及び農村に関する基本理念、その実現に必要な基本的施策、市、農業者、農業団体の責務、市民及び事業者の役割を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、環境に配慮し将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市を実現し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 基本理念（第3条）

- ①望ましい農業構造を確立し、良質な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上に貢献する。
- ②農業生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上を図り、農業生産の基盤である農村を維持・振興する。

## 関係者の責務、役割（第4条～8条）

### ①市の責務

- ・総合的かつ計画的な施策の推進
- ・国、道との役割分担を踏まえ、市の区域の特性に応じた施策の実施

### ②農業者の責務

- ・農村におけるまちづくりの重要な役割を担うこと
- ・施策への協力

### ③農業団体の責務

- ・基本理念の実現に主体的に取り組む
- ・経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な経営ができるよう必要な施策を講じること

### ④市民の役割

- ・農業及び農村に関する理解を深めること、多面的機能の維持活動への参画、地元産農畜産物の積極的な消費に努めること
- ・施策への協力

### ⑤事業者の役割

- ・農業及び農村の発展に積極的に協力すること
- ・地域で生産された農畜産物を積極的に使用又は活用すること
- ・施策への協力

## 基本的施策（第9条～13条）

- ・基本計画の期間は概ね5年
- ・基本計画に掲げる事項
  - ①施策についての基本的方針
  - ②主な施策及び目標
- ・施策についての基本的な事項  
各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行うこと。
- ・基本的施策
  - ①農業の持続的発展に関する施策
  - ②農村の維持及び振興に関する施策
  - ③農畜産物の安全及び安心を確保するための施策

## 農政審議会（第14～19条）

- ・市長の諮問に応じ、基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関することや農政に関する重要な事項についての調査審議